

4月は若年層の性暴力防止月間です



4月は、若年層の性暴力防止月間です。若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・進学時期である4月に集中的に実施しています。また、進学・就職等に伴い生活環境が大きく変わり、10代から20代を狙った性被害や性暴力の被害に遭うリスクが高まる時期でもあります。

そして、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げとなりました。18歳になると親の同意がなくても一人で有効な契約をすることが可能となります。また、未成年者取り消しができなくなるにあたり、性的な撮影と認識がないまま契約をする等の被害問題が増えております。1つでも多くの被害が起きないよう、より一層注意が必要です。

被害後の相談

72時間以内・・・14%
1週間以上・・・68%



1週間以上経過された後に相談を受ける方が多いですが、被害後できるだけ早い段階で適切なケアを受けることが大切です。

被害防止の為に



J Kビジネス・SNS利用の性被害・レイプドラッグ等は身近に存在します。被害に合わないためにも、怪しいと感じたら断る。分からない事は冷静に考える事が必要です。そして、友達に誘われたからといって安易に承諾してはいけません。



内閣府男女共同参画局
若年層の性暴力被害予防月間ホームページ

相談に来てくれてありがとう。



**「被害に合っているかも」と思ったら、
1人で悩まずご相談ください。**

あなたが同意しない性的な行為は性暴力です。年齢、相手とあなたの関係、性別、セクシュアリティなどは関係ありません。そして、被害を受けたあなたは何も悪くありません。あなたは、安心して生きる権利を持つ大切な存在です。

～相談無料・秘密は守られます～

◆人材育成交流センターめぶき ☎ 896-1215



「宜野湾市男女共同参画推進条例」
制定記念フォーラム You Tube
👉「あぎじゃび商店」公演



～ お互いに 未来を掴もう 共同参画 ～
お問合せ：市民協働課 男女共同係 TEL 893-4119

学び、ふれあい、感じる実践の場

めぶき★ふくふく情報

研修室のご案内

宜野湾市人材育成交流センターめぶき
☎ 896-1215

宜野湾市男女共同参画支援センターふくふく
☎ 896-1616

めぶきとふくふくでは、サークル活動や研修等で利用できるお部屋を貸し出しています。ご予約や料金等の詳細は各センターへお問合せ下さい。事務所は両センターともめぶきの2階になります。(志真志1-15-22)

▼【研修室】1・2



▲【畳間】

▼【調理室】



▲【講堂】

▼【多目的室】

